

平成29年7月25日

平成29年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成29年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	平成29年度	平成28年度
総額	15兆3,501億円	15兆6,983億円
道府県分	8兆2,524億円	8兆5,593億円
市町村分	7兆0,977億円	7兆1,390億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	平成29年度			平成28年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,643	75	1,718	1,642	76	1,718
計	1,689	76	1,765	1,688	77	1,765

3 主な算定事項

- (1) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 公共施設等の老朽化対策を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、その他の教育費、地域振興費等において、人口密度による需要の割増し等を行うこと。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査の人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- (9) 当分の間の措置として、道府県から指定都市への個人住民税所得割の税源移譲に伴う影響額の全額を基準財政収入額に算入すること。

4 交付決定日

平成29年7月25日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	619,862	742,324
青森	214,209	179,171
岩手	213,838	174,086
宮城	132,629	159,799
秋田	192,791	171,880
山形	177,245	135,051
福島	180,485	170,667
茨城	171,789	142,423
栃木	119,601	75,144
群馬	116,848	102,356
埼玉	203,250	132,804
千葉	171,722	139,448
東京都	—	45,767
神奈川県	92,173	68,728
新潟	246,047	245,888
富山	126,968	74,752
石川	122,909	90,332
福井	126,367	55,937
山梨	126,035	83,526
長野	197,557	224,547
岐阜	171,112	139,952
静岡	143,877	92,271
愛知	71,083	79,315
三重	137,458	111,670
滋賀	113,596	75,012
京都	166,004	155,922
大阪	243,789	262,620
兵庫	296,047	271,927
奈良	154,369	106,558
和歌山	170,176	107,780
鳥取	133,853	80,743
島根	180,011	128,937
岡山	157,207	162,578
広島	168,131	185,782
山口	166,793	120,705
徳島	146,535	83,237
香川	107,591	71,814
愛媛	164,922	135,386
高知	168,757	116,017
福岡	249,886	311,713
佐賀	143,674	87,059
長崎	219,001	183,955
熊本	206,711	210,390
大分	168,544	121,309
宮崎	182,377	125,734
鹿児島	264,617	227,080
沖縄	203,985	127,545
合計	8,252,434	7,097,641

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。